

障害福祉現場の賃上げ状況調査

調査結果と提言・要望

令和7年10月21日

公益財団法人 **日本知的障害者福祉協会**

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

全国社会就労センター協議会

全国身体障害者施設協議会

全国社会福祉法人経営者協議会

全国身体障害者福祉施設協議会

特定非営利活動法人 **日本相談支援専門員協会**

一般社団法人 **全国介護事業者連盟**

一般社団法人 **全国児童発達支援協議会**

障害福祉現場の賃上げ状況調査 調査結果を受けて（8団体コメント）

この度、障害福祉事業所等を会員とした8団体合同で、「障害福祉現場の賃上げ状況調査」（以下、本調査）を実施した。

障害福祉関係4団体(日本知的障害者福祉協会・全国社会就労センター協議会・全国身体障害者施設協議会・全国社会福祉法人経営者協議会)では、昨年、また本年4月と、障害福祉現場における賃上げや物価高騰等の状況について、合同で調査を行ってきた。そして5月には、調査結果に基づく現場の窮状を国や社会に対して訴え、懸命な要望活動を展開した。

その成果として、6月に閣議決定された「骨太方針2025」には、障害福祉分野に関する「公定価格の引上げ」「幅広い職種の方々の賃上げ」「他職種と遜色のない待遇改善」などの必要性が明記された。

しかしながら、8月に示された厚生労働省の令和8年度予算概算要求では、待遇改善や物価高騰対策については予算編成過程で検討とされるなど、十分な手当てがなされるのか現時点では不透明となっている。

そしてこの間にも、今年度の地域別最低賃金は過去最大水準の引上げとなり、長引く物価高と相まって、障害福祉事業所の経営環境は厳しさを増している。

障害のある方のニーズに応じた質の高い支援を引き続き行うには、現場で働く職員の抜本的な待遇改善と、そのための事業所の経営改善が不可欠であり、国における財源の担保を確実にする必要がある。

本調査は、こうした背景を踏まえ、障害福祉現場における直近の賃上げ実態をあらためて明らかにし、国や社会への働きかけを行うため、新たに4団体に参画を呼びかけ、8団体合同で実施したものである。

（次頁へ）

障害福祉現場の賃上げ状況調査 調査結果を受けて（8団体コメント）

調査結果からは、障害福祉事業所が処遇改善加算を活用し、加算の算定基礎に含まれない職種等を含め処遇改善を着実に進めていること。しかしながら物価高騰や最低賃金引上げのなかで、現行の報酬・加算水準ではすでに賃上げ余力がなく経営努力による対応も限界で、全産業との賃金格差が拡大していることが明らかになった。

については、国には、障害福祉現場における深刻な実態を理解いただき、今後も障害福祉事業所が必要な人材を確保し、障害のある方に質の高い福祉サービスを継続していくため、処遇改善の抜本的な拡充等をいただきたく、下記4点を緊急に提言・要望する。

1. 全産業と遜色ない処遇水準に向けた加算額、報酬の大幅な引上げと早急な実施
2. 報酬への賃金スライド制・物価スライド制の導入
3. 処遇改善の制度間一元化、対象事業・職種と法人裁量のさらなる拡大
4. 物価高騰対策にかかる財政支援の拡充

障害福祉事業者がこれからも障害児者の暮らしを守り、希望する生活を支え続けるために、国には格段の配慮をいただくよう、強い危機感をもって表明する。

令和7年10月21日

日本知的障害者福祉協会・全国社会就労センター協議会・全国身体障害者施設協議会・全国社会福祉法人経営者協議会・全国身体障害者福祉施設協議会・日本相談支援専門員協会・全国介護事業者連盟・全国児童発達支援協議会

調査結果から見えた障害福祉現場の実態

- ✓ 障害福祉事業所は、処遇改善加算を活用し、**加算の算定基礎に含まれない職種等**を含め、
できる限りの経営努力により、**処遇改善を着実に進めている。**
- ✓ しかしながら、物価高騰や最低賃金引上げのなかで、現行の報酬・加算水準では、すでに
賃上げ余力がなく経営努力による対応も限界で、全産業との賃金格差が拡大している。

提言・要望

人材を確保し、障害のある方に質の高い福祉サービスを継続するため 処遇改善の抜本的な拡充を

1. 全産業と遜色ない処遇水準に向けた加算額、報酬の大幅な引上げと早急な実施

- 次期定期報酬改定（令和9年度）以前に、今年度（令和7年度）補正予算、令和8年度での報酬の臨時改定での対応が不可欠。
- 特に居宅介護や通所事業には、より上位の加算の算定促進に向けた支援が必要。

2. 報酬への賃金スライド制・物価スライド制の導入

- 賃上げ基調とさらなる物価高騰が今後も想定されるなかで、他産業の後追いでは人材流出が続いてしまう。全産業の賃上げや人事院勧告、また最低賃金、そして物価指数に連動する仕組みを導入すべき。

3. 処遇改善の制度間一元化、対象事業・職種と法人裁量のさらなる拡大

- 人事院勧告ベースの保育分野等や、仕組みは同じでも別制度の介護分野など、処遇改善制度の多様・縦割りのなかで、多角経営する社会福祉法人等では、職員への公平感をもった処遇に苦慮し、法人持ち出しでの対応も。処遇改善の仕組み・運用の制度間一元化と、法人裁量のさらなる拡大が必要。
- 相談系事業の加算対象への追加や、福祉・介護職以外の職種の加算算定基礎への算入が必要。

4. 物価高騰対策にかかる財政支援の拡充

- 光熱水費、食事提供費等の高騰の状況に応じ、基準費用額・補足給付額、食事提供体制加算額を引き上げるべき。
- 財政支援は、自治体への交付金ではなく、補助金など支援が事業所に確実に行き渡る仕組みにしていただきたい。

障害福祉現場の賃上げ状況調査

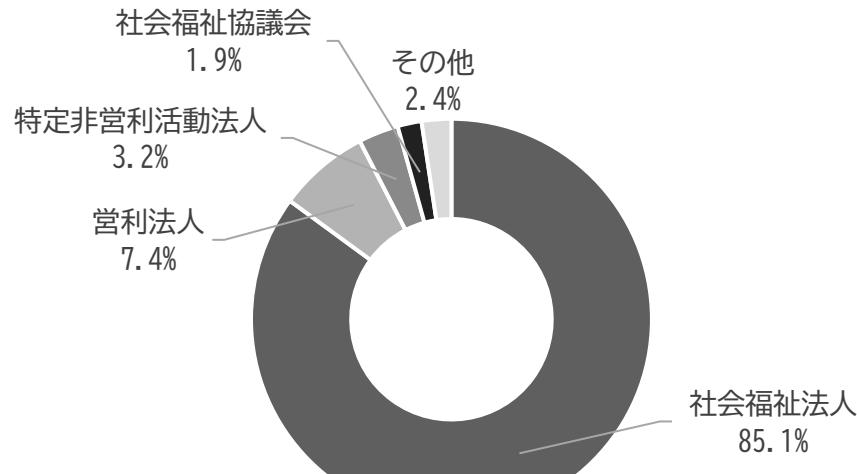
調査結果

障害福祉現場の賃上げ状況調査 調査概要

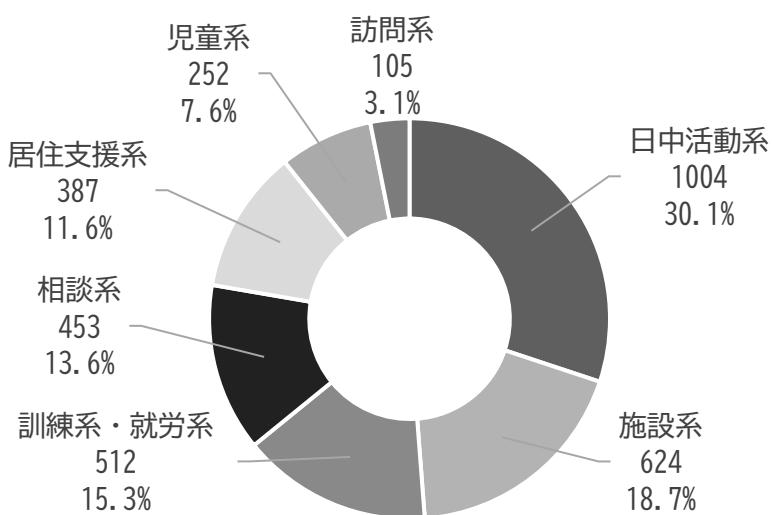
実施団体	公益財団法人 日本知的障害者福祉協会 社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国社会就労センター協議会 全国身体障害者施設協議会 全国社会福祉法人経営者協議会	全国身体障害者福祉施設協議会 特定非営利活動法人 日本相談支援専門員協会 一般社団法人 全国介護事業者連盟 一般社団法人 全国児童発達支援協議会
調査期間	令和7年9月5日～9月22日	
回答数	1,547事業所	

【回答内訳】

経営主体



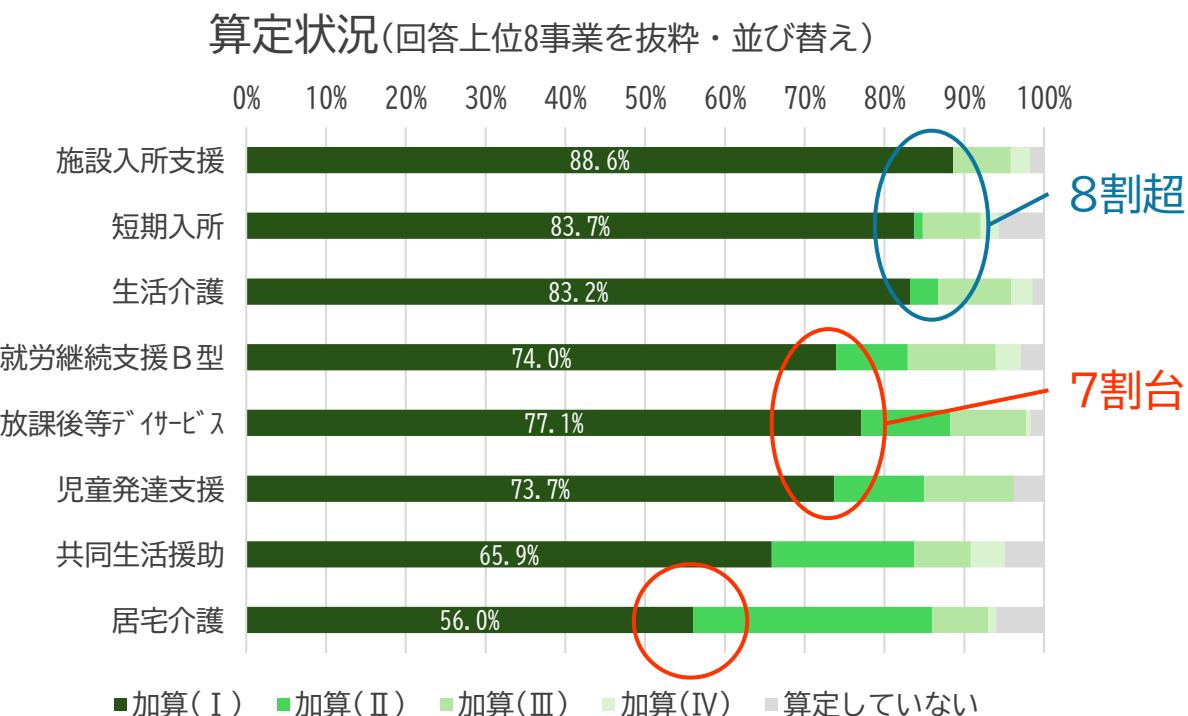
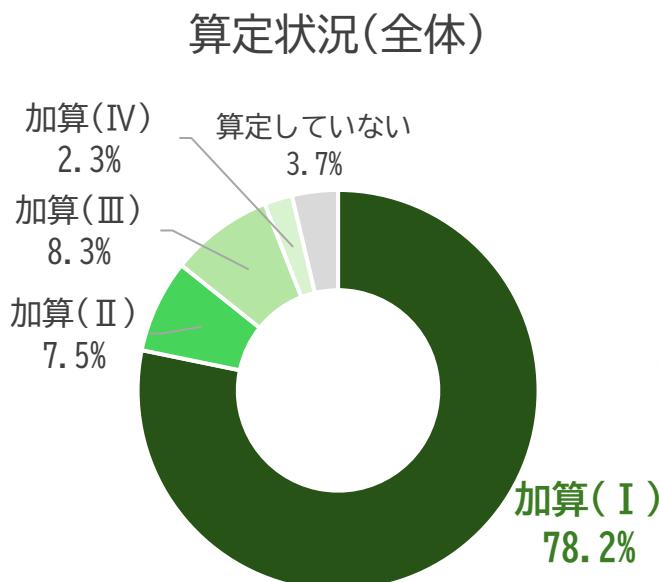
サービス類型(複数回答)



※本年4月に実施した「障害福祉現場における賃上げ・物価高騰・離職等の状況調査」とは、回答事業所の経営主体の状況が異なっている

- ✓ 事業所の約8割が最上位の加算Ⅰを算定
- ✓ 事業別の加算Ⅰの算定状況は、入所支援等の8割超と比較すると、各通所事業は7割台にとどまっており、居宅介護はさらに低い

**→ 新たな加算の活用が進むなかで、より上位の加算の算定促進に向けた支援が必要
さらに、加算の対象となっていない相談系事業における処遇改善も必要**



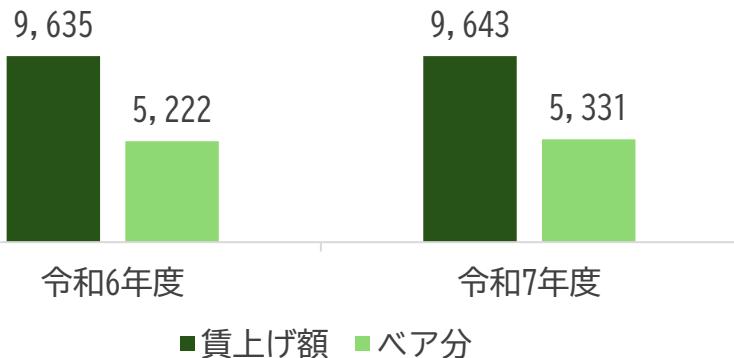
障害福祉現場の賃上げ状況調査 正社員の賃上げ状況

✓ 賃上げ努力を継続しており、着実に処遇改善を実施

✓ しかしながら、**全産業との賃金格差は拡大**

→ 現行の加算水準にとどまらない抜本的な処遇改善が必要

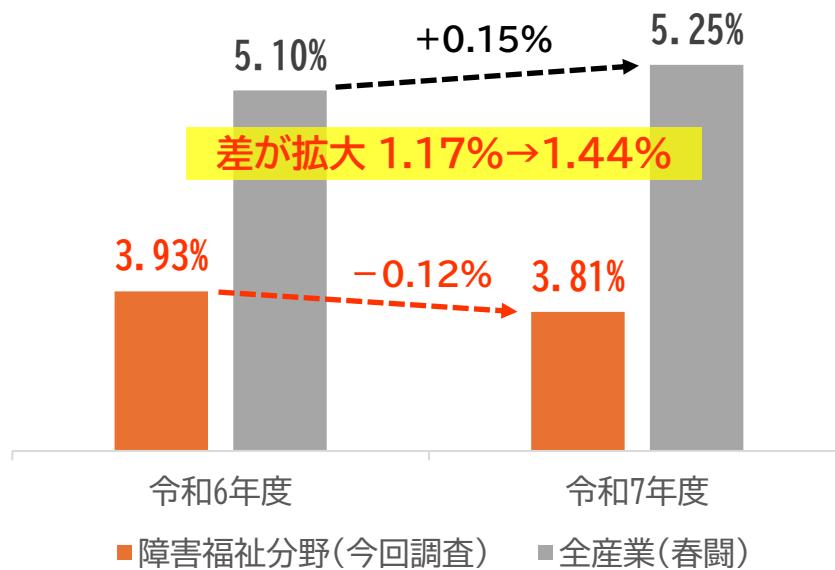
賃上げ額(1事業所あたり平均月額／円)



一時金(1事業所あたり平均額／円)



賃上げ率

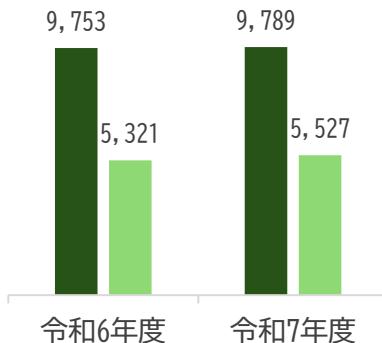


	(※)前年 所定内給与	賃上げ月額 (平均)	賃上げ率
令和6年度	245,000円	9,635円	3.93%
令和7年度	253,000円	9,643円	3.81%

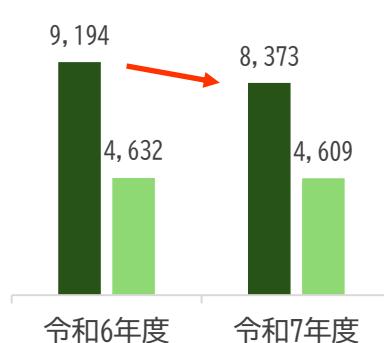
※前年所定内給与は、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」に基づく
障害福祉分野の令和5・6年の金額に基づき算出

✓ 処遇改善加算の算定基礎に含まれない各職種についても
福祉・介護職と同程度の賃上げを実施しているが、**微減傾向**
→ 各事業所の経営努力による対応にも限界

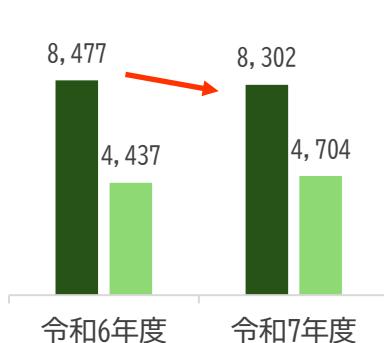
福祉・介護職



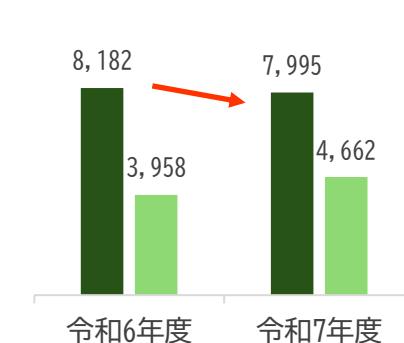
看護職



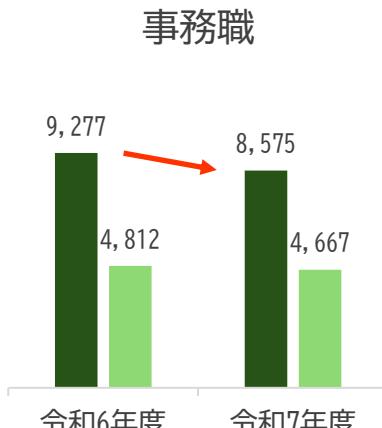
リハビリ専門職



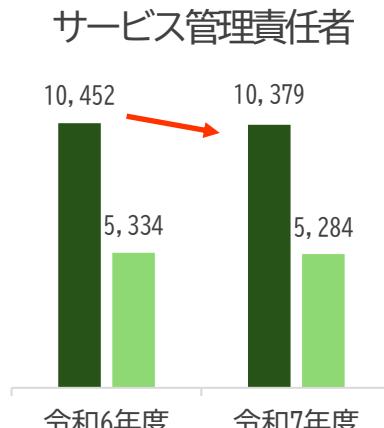
相談支援専門員等



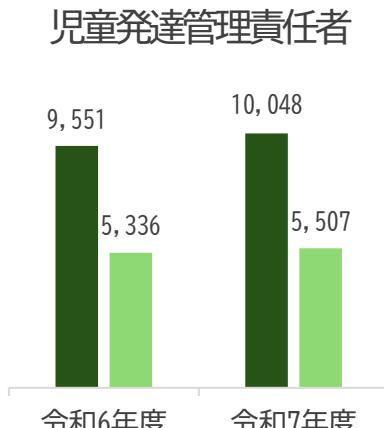
事務職



サービス管理責任者



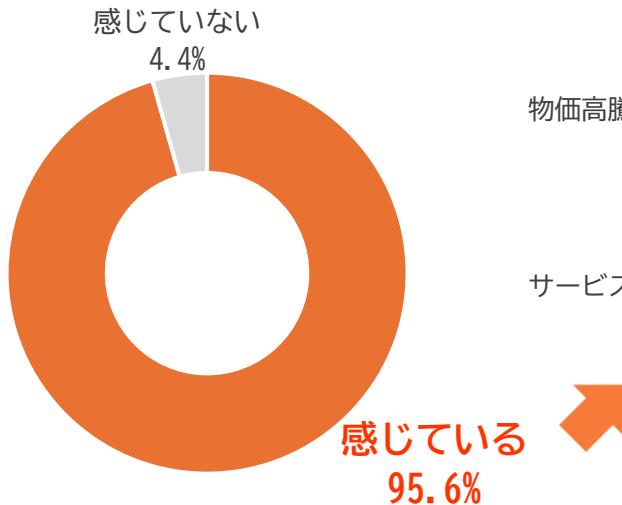
児童発達管理責任者



■ 賃上げ額 ■ ベア分

- ✓ ほぼすべての事業所が経営上の課題を感じている
- ✓ その多くが課題として、物価高騰の影響と人材確保難を挙げている
- 物価高騰に加え、人材確保難など経営環境が厳しくなるなかで、
福祉サービスの継続のためにも、報酬の引上げが必要
さらなる財政支援がなければ、他産業への人材流出が避けられない

経営上の課題を感じているか



「感じている」(n=1,479) → 主な課題（複数回答）



「その他」（自由記述）の主な内容

◆最低賃金の上昇と報酬単価の乖離が深刻で、収入が追いつかず人件費が経営を圧迫している。 ◆処遇改善加算の対象外業務や職種があり、法人負担が重くなっている。 ◆人材確保が困難であり、他業種との賃金格差や高齢化も影響している。特に夜勤・専門職・地方では深刻。 ◆施設の老朽化と修繕費・建替費用の捻出が難しく、補助金が足りず法人の持ち出しが増加。 ◆新規事業・事業拡大のための資金確保が困難で、設備投資をためらう状況。 ◆報酬改定の頻度が少なく制度が複雑で、経営予測や計画が立てにくい。 ◆定員割れ・利用者の高齢化・入院などで稼働率が不安定になり、収入減につながっている。 ◆送迎加算・相談支援の報酬が低すぎるという不満が多く、事業継続に支障がある。

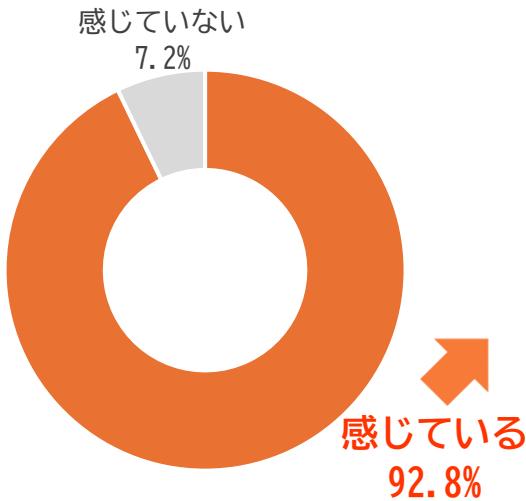
✓ 大半の事業所が賃上げを行う上での課題を感じている

✓ 物価高騰や最低賃金引上げのなかで

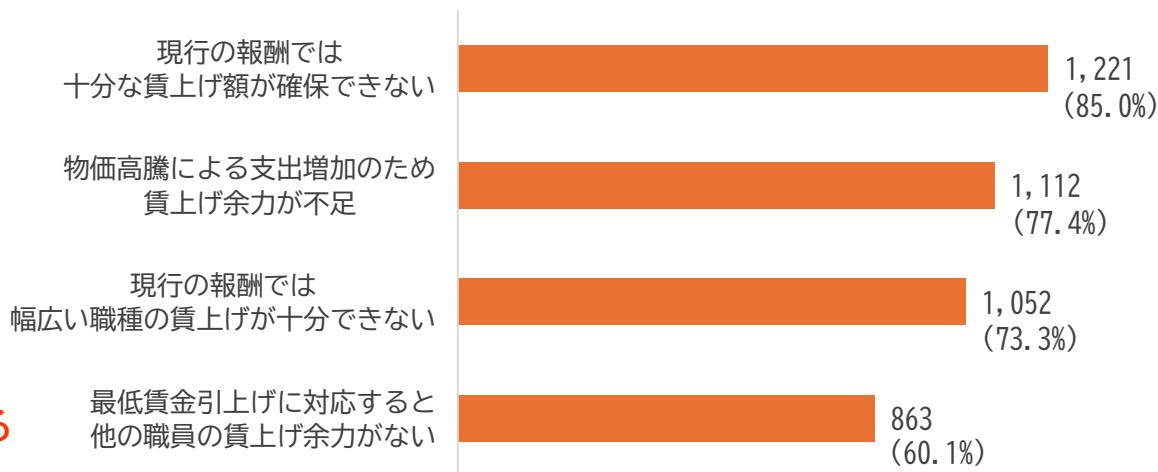
現行の報酬では十分な賃上げができないとの回答が多数

→ 物価指数や全産業の賃上げに連動した報酬水準の仕組みがないなかで
賃上げ余力は残っていない

賃上げ上の課題を感じているか



「感じている」(n=1,436) → 主な課題 (複数回答)



「その他」(自由記述) の主な内容

- ◆報酬改定の頻度が低く、最低賃金や物価の上昇に追いついていない。
- ◆基本報酬が据え置きで、処遇改善加算だけでは対応しきれず、賃上げ原資が不足している。
- ◆加算要件の複雑さや不確実性が高く、安定的な財源としての活用が難しい。
- ◆他産業との賃金格差が広がり、特に若手・有能な人材の確保や定着が難しくなっている。
- ◆最低賃金の急激な引上げにより、全体的なベースアップが困難で、特に中堅・正職員とのバランス調整に苦慮している。
- ◆相談支援など加算対象外の事業では法人の持ち出しが増え、全体運営に負担がかかっている。
- ◆法人内での他事業との調整や全職員への公平な処遇改善が困難となっている。
- ◆非常勤職員と正職員との逆転現象や、扶養控除・社会保険の影響による「働き控え」も発生している。

✓ 来年度の賃上げ額について
あわせて8割超が今年の水準からの引上げはできないと見込み
**→ 令和8年度の処遇改善の抜本的な引上げが見通せない今、
事業者はさらなる賃上げに取り組めない**

令和8年度賃上げ額の見込み

